

# 「事業採算性」と「上下分離方式」

LRT事業は基本的に、「軌道法」により整備・運営を行う事業となります。

軌道法では、整備と運営を一体で行うこととされているため、平成19年以前の調査では、第三セクター方式により整備と運営を一体的に行うこととしていました。

しかしながら、平成19年10月に創設された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により軌道事業においても整備と運営を別の主体が行う『上下分離方式』(※1)での整備が可能となりました。

平成19年以前の調査では「40年以内に黒字転換」(※2)することが困難とされていましたが、上下分離方式を採用することによって、収支構造がどう変わるのか、新交通システム検討委員会の検討結果(平成21年3月)からご紹介します。

※1 鉄道事業においては、既に公設型上下分離方式での整備が可能となっております。

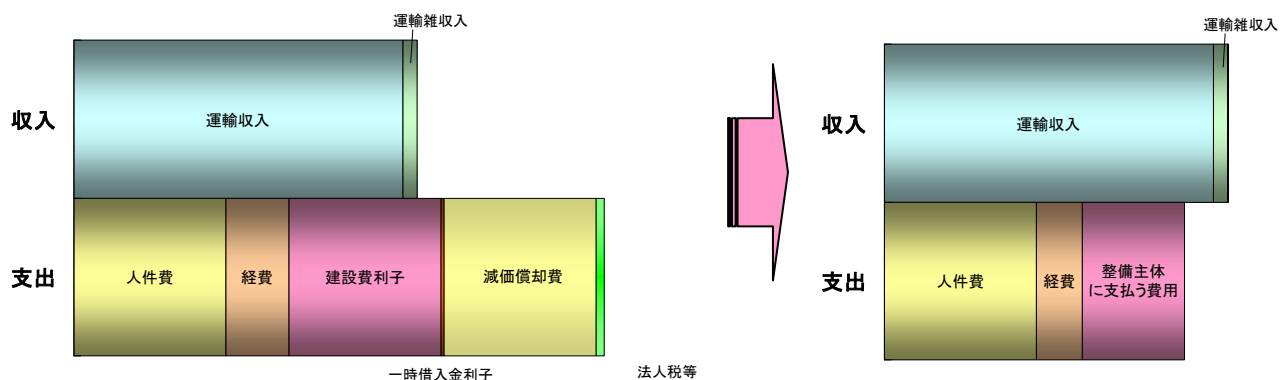
※2 40年以内の黒字転換が、特許申請における事業成立の目安とされています。

## 収支構造の変化

安定的な運営の可能性が高まりました。

【平成19年以前の収支構造(上下一体型方式)】

【上下分離方式での収支構造】



図：収支構造のイメージ

平成19年以前の収支構造(左図)だと支出が収入を上回っておりますが、上下分離方式での収支構造(右図)だと、支出が収入を下回る結果となりました。

■上下分離方式の適用により、営業主体は、施設の整備・保有から開放され、一定の収支バランスが確保されることが想定されます。

■これは、整備主体である公共が、道路等と同様に社会資本の一つとして整備することから、営業主体の施設整備に関する負担が大幅に軽減されることによるものであります。

注)【運輸収入・経費の試算条件】

- ・収入想定は基本計画策定調査時の全体計画区間、44.9千人/日の需要を前提としています。なお、需要は予測の際に見込んでいる公共交通ネットワークがLRT導入とあわせ再編されているなどの諸条件が満たされているものとします。
- ・会社設立時に必要となる要員の確保等、開業前の準備期間内に発生することが想定される各種経費については、試算からは除いたものとなっております。

上下分離方式及び上下の関係については以下をご覧ください。

### 上下分離方式とは…

上下分離方式は、営業主体（上）と整備主体（下）がそれぞれの役割を分担する方式です。



図：上下分離方式の一般的な役割

- ※ 営業主体（上）⇒効率的な運営を行う者
- 整備主体（下（公共等））⇒施設の整備・保有を行う者

### 【上下の関係】

